

[公益法人の法人税 第1回]

公益法人の法人税を検討する場合、「その法人はどの種類の公益法人に該当するか」、「その法人は収益事業を行っているか」の2点をおさえる必要があります。

ご存知のとおり、公益法人は、いわゆる一般法人法と公益認定法により、一般社団・財団法人（以下、一般法人）と公益社団・財団法人（以下、公益法人）とに大きく分かれ、さらに一般法人は法人税法の規定により、非営利型法人とその他の法人とに分かれます。

また、収益事業の範囲は、法人税法施行令に物品販売業から労働者派遣業まで34種類の事業が限定列挙されており、公益法人がいずれかの収益事業を行っている場合に、その所得に対して法人税が課税されます。ただし、公益法人が行う公益目的事業は、たとえそれが収益事業に該当する事業であっても法人税の課税対象から除かれます。

なお、一般法人のうちその他の法人については、その行っている事業が収益事業であるか否かに関係なく、すべての所得に対して法人税が課税されます。

<法人税の課税所得>

所得 分類		収益事業の所得		すべての所得
		公益目的事業	左記以外	
公益社団法人 公益財団法人		—	課 税	—
一般法人	非営利型	課 税		—
	その他	—		課 税